

## 令和3年度第2回 岸和田市障害者施策推進協議会

会 議 名	第2回岸和田市障害者施策推進協議会	
日 時	令和4年3月24日（木）14時～15時30分	
場 所	市立公民館・中央地区公民館4階多目的ホール	
出席委員	松端委員、山本委員、上野委員、藤原（亨）委員、寺田委員、松藤委員、小西委員、高田委員、根未委員、喜多田委員、黒澤委員 以上11名。	
欠席委員	9人	
事 務 局	山本福祉部長、長谷川障害者支援課長、野村障害福祉担当主幹、近道相談担当主幹、木岡サービス担当主幹、木田福祉医療担当長、植田子育て企画担当主幹	
傍聴人数	1人	
次 第	1 開 会 2 議 事 (1) 第5期岸和田市障害福祉計画・第1期岸和田市障害児福祉計画の進捗状況について 3 報 告 (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達実績について (2) その他 5 閉 会	
配布資料	岸和田市障害福祉計画・障害児福祉計画進捗状況調べ 第5期岸和田市障害福祉計画成果目標シート・第1期岸和田市 障害児福祉計画成果目標シート 令和2年度岸和田市における障害者就労施設等からの物品等の 調達実績	資料1   資料2  資料3

## 2. 議 事

- (1) 第5期岸和田市障害福祉計画・第1期岸和田市障害児福祉計画の進捗状況について
- 事務局より資料1・資料2について説明。
  - 会 長：（資料1で）身体障害のある人の利用状況は全体的に低いようだが、これはコロナの影響か。
  - 事務局：一概には言えないが、一部にはコロナへの懸念によって利用を控えている利用者もいると聞いている。
  - 会 長：訪問系の居宅介護・重度訪問介護などのサービスは訪問がないと大変だろうに。移動支援についてもコロナの影響か。
  - 事務局：移動支援については、サービスの柔軟な取扱いなども国から示されているので、柔軟にサービスを利用しているかたもいらっしゃる。
  - 会 長：（資料2）成果目標シートのほうは、地域生活移行については、これまでに多く移行されているのか、頭打ちの印象、就労関係は一般就労への移行、就労移行支援事業の利用者、作業工賃は増加している。
  - 委 員：コロナ禍がいつ収まるかわからない状況で、重度重複障害や医療的ケアの必要な人では、作業所の利用さえ控えている人もいる。（サービスの柔軟な取扱いということで）作業所からの電話での確認等、居宅等での支援も行われている。令和3年度の計画値は、令和2年度の実績が低いので、令和元年度よりも低い値になっているところが多々見られるのが気にかかる。利用者側が利用したくても事業所側がコロナ感染を恐れて、サービスの実施内容を一部休止している場合もある。（利用者側が）サービスを利用したくても、事業者側のサービス提供が絞られていることもある。そうした状況の中で、計画値が低くなっていることは、コロナ後に困るのではないか。
  - 事務局：国が示した柔軟なサービスの利用で各事業者も工夫をして対応しているが、感染防止のために今の時期一部休止する内容もあるようだ。（令和3年度の）計画値が低くなっているのが気がかかりということだが、計画値は見込として示しているもので、計画値が低いからといって、そこで利用を抑制して、それ以上は使えないというものではないことをご理解いただきたい。
  - 委 員：資料1の4ページ、グループホームについて。利用者も増加していったらいいし、計画値も増えているので、みなさんはグループホームに移行できる状況になってきていると捉えたのではないか。しかし現状、障害種別の枠に納まらない、重度重複障害・強度行動障害のある人は、成人しても受け入れてくれる場所がない。
  - 会 長：住まいをどこにするか、依然として家族の支援がなければ生活がしにくい状況がある。特に重度重複障害・強度行動障害のある人は難しい。そうしたところへの対応が必要だということ。数字だけ見ていると増えてきているが、埋もれ

てしまう実情があることを、協議会として認識しておくべきというご主旨だろう。

- 委員：資料1の8ページ、意思疎通支援事業について質問する。手話通訳者設置事業で、平成29年度から3名となっている。障害者支援課に2名、市民病院に1名で合計3名だ。3名がそこで業務に従事していればいいが、1名は長い間、休職している。その勤務状況を考えると、3名とするのはおかしい。実際の勤務状況がどうなっているか知りたい。
- 事務局：障害者支援課に配置されている2名の手話通訳者のうち、1名は体調を崩して長く休職している状況が続いている。設置数となると職員数3名とカウントすることになる。
- 会長：その代替として、時間給で雇用するなど対応はしているのか。
- 事務局：これまでに会計年度任用職員で手話通訳のできる人の採用を試みたが、応募者がおらず、今に至っている。
- 会長：実際に困っているという声は聞いているのか。
- 委員：障害者支援課に1名と市民病院に1名いるわけだが、何か相談したいときも、手話通訳者の人柄を考えて相談するかしないか考える。代替の手話通訳者が欲しいと強く願っている。手話通訳者は専門性の高い仕事で、確保することが難しいことはわかっている。病気や家庭の事情で休職するのは仕方ないことだが、それならば市の責任で代替の手話通訳者を雇用して欲しい。会計年度任用職員には応募がないのなら、正職員として新たに専門性の高い手話通訳者を採用する努力をしてほしい。そうしたことを計画に盛り込んでほしい。
- 会長：設置は3名だが、実働が2名になってしまっているのので、早急に改善をとということだ。

### 3. 報告

#### (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達実績について

- 事務局より資料3について説明。
- 事務局：調達実績の報告は、これまで岸和田市障害者自立支援協議会全体会において実施していたが、岸和田市障害者自立支援協議会の会長で本協議会の会長代理から、本協議会での報告が望ましいのでは、と助言があり、会長と相談の上、この場でご報告させていただく。これまでの調達実績等については、市ホームページにおいて公表しているので、必要に応じて参照していただきたい。
- 委員：クリーニングが2件となっているのは、どういうことか。
- 事務局：契約を2件に分けて発注している。
- 委員：契約は2件で、収益を得た事業者は1事業者ということか。
- 事務局：そのとおり。

- 委員：この事業所の方は喜んでいると思う。そこにはたくさんの市内在住者や近隣市町在住の人が通っていて、賃金に反映されていけばありがたいことだが、市内には大小たくさんの作業所があって、いろんな物品を作っていると思うので、他の事業所が見れば不公平感を感じるかもしれない。
- 委員：岸和田市に就労継続支援A型事業所が少なく、クリーニング事業をしていて就労継続支援A型の事業者が少ないから、こういう形になっていると思う。（事業者が）増えてくると発注も分かれてくるのだろう。クリーニング事業をしているところは1, 2軒しかなかったと思うし、第一、A型事業所が少ない。そういうこともあって、この数字になっているから、これは仕方のないことだろう。
- 委員：(他にも項目があるので) 他の項目に入るような事業をしている事業所があれば、声かけするのもいいのでは、と思う。全体で約3,800万円のうち、3,700万円余りというのは、偏りを感じる。
- 委員：クリーニング事業をしようとする、(専用の) 機械が必要になるので、そこが難しい。また、就労継続支援B型では内職事業をしても、利用者の幅が広くて(工賃額の実績として挙がっている) 15,000円にはなかなか届かない。コロナで仕事がぐっと減っていることもある。B型でも力のある人が多いと15,000円に到達するところもあるかもしれないが、うちの事業所では日中活動をいかに楽しむかというところで、工賃にはなかなか反映されない。
- 会長：事業所での作業のメニューと市の業務の中で発注できるものが、うまくマッチするといいのだろう。そこは相互に工夫しないといけないかもしれない。
- 委員：うちの事業所は内職作業なので、この実績の中には含まれていない。自主製品を作るということは、職員のスキルも求められるが、なかなか難しく、より単価のいい内職を探すことや、ボランティアで地域の公園清掃や団地の高齢者のゴミ出しのお手伝いなどを行っている。そこで徐々に力をつけて、コロナで影響を受けない清掃事業などに利用者が行ければと考えている。それも、やはりできる人とできない人がいて、偏りは出てきてしまう。

## (2) その他

### ○事務局より報告

#### ①相談支援体制の再構築について

プロポーザルによる事業者選定を経て、令和3年10月から新体制で業務を開始。業務委託先6事業所は、みらい相談支援センター、OKハウス小松里、相談センター社協のだ、自立生活センターいこらー、きぼうの輪、相談支援事業所かけはし。

#### ②地域生活支援拠点等整備における緊急時の受入れについて

制度をより広く知っていただくため、市ホームページ等への掲載、広報きしわだ3月

号記事掲載、関係団体への案内文書の送付等で周知に努めている。相談支援専門員・委託相談支援事業所にも再度案内文書を送付し、協力を依頼している。障害者自立支援協議会地域生活支援拠点等整備部会において制度の充実に向け検討を重ねていく。

- 会 長：相談支援体制については6か所の事業所に10月から委託しているということだが、何年契約か。
- 事務局：今年度はこの年度末まで。単年度ごとの契約だ。
- 会 長：障害種別についてもバランスよくあるということか。
- 事務局：3障害すべてに対応していただけるようになっている。
- 会 長：緊急時の受入れについてはどのようになったのか。
- 事務局：対象になる人は相談支援専門員を通じて事前登録をしていただき、受け入れをしてくれる2事業所に、緊急時には対応していただけるように契約している。
- 会 長：本日の案件については以上だが、他に何かあればどうぞ。
- 委 員：(計画案への)パブリックコメントにも意見が出ていたが、計画策定にあたって、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある児童という、4つの分け方では、だめな時代にきている。次回策定時には、重度重複障害や強度行動障害の人、医療的ケアが必要な人などは、それとは別に数字を挙げていく必要がある。重度の人に十分なサービスが届いていない現状がわかるようにしてほしい。
- 会 長：3障害と児童という分け方をしがちだが、実際にはその枠に納まらない人がいる。医療的ケアの必要な人や重度の心身障害があつてケアが大変で、しかも難しい行動障害があるとなると、既存の枠組みに納まっているようで実はそうではない。家族が支えている間はいいが、いつまでもそうはいかない。では、誰に安心して託すのか。そうしたところにも対応していかなければならない。委員の発言の主旨は、(計画は)見た目は整えられているが、納まりきらないことも多くあつて、行政もそれを認識しているだろうから、よろしく対応していただきたいということか。
- 委 員：そのとおり。次の計画の際には、そうしたところが見えてくるように工夫していただきたい。
- 委 員：時間があるようなので、人権擁護について話したい。以前の協議会の場で、会長のお話から、(グループホーム等での)同性介護が法律で規定されているわけではないと知った。あくまでも事業所の努力でやっている。
- 会 長：人権上、同性介護を原則としましょうというところだ。
- 委 員：グループホームはだいたい10床を基本に開設されている。女性10床・男性10床でそれぞれ別棟ならよいが、男女混合棟も近頃多くなっている。国基準では夜間の支援者は10床に対して1人だ。男女混合棟に男性の支援者が付くのか、女性の支援者が付くのかはわからない。男性の支援者が付けば、女性入

居者のトイレ介助は男性がする。この場で言っても仕方のないことだが、同性介護は法律にうたって欲しいし、親の立場からすると男女混合棟はありえない。そうした現実があるということを、みなさん機会があれば、伝えていただきたい。

○会 長：権利擁護の研修等する機会があるが、同性介護が原則だというお話や、身体拘束は自由を奪う行為、基本的人権の侵害と考えられるのでだめだという話などしている。緊急避難的に行動を制止しないといけない場合、なぜそうなるかを考えなければいけない。同性介護についても、本人がいやかどうかの意思表示が難しいことを考えると、同性介護は当たり前でなければいけない。ただ実際夜間帯など一部例外的に異性介護がある場合もまだある。権利擁護や人権上の配慮も当たり前に行えるようにしなければならない。啓発や現場での学習会など丁寧に進めていかなければならない。

○委 員：同性介護が当たり前というのは、事業所としてもよくわかるが、男性・女性バランスよく職員がいない。では、職員を（バランスよく）増やしていくにはどうするかということを考えないといけない。突き詰めると福祉に携わる職員の給与の問題に行きあたる。福祉を志して学校を卒業し、（事業所などで）福祉の仕事に就いても、給与水準が安いので生活が成り立たないので、特に男性は福祉の仕事に就く人が少なくなる。実際には福祉関係の学校を卒業しても、福祉の現場で仕事に就く人は少なくなって、他の分野の仕事に就く人が多いと感じる。そこをどうしていくか。給与水準を一般企業並みに引き上げるとか、人員配置の基準も再考しないといけないなど、検討すべき項目が出てくる。そうしないと利用者や利用者家族の希望を叶えることは難しいと感じる。お金の問題だけではないけれども、夢だけでは食べていけない。生活が成り立つような給与の水準にしないと人は集まらない。同性介護ができていないという現状を議論する以前に、福祉の現場の人員不足をどう解決するかという点に尽きるのではないか。

○会 長：業界全体の底上げとして、加算がされるようにはなってきているが、まだまだということだ。福祉を学ぼうとする学生が減ってきている。卒業しても福祉の現場に出ていかない。福祉の現場では、資格は問わないので入ってから研修などで学んでくださいということになっている。業界全体の底上げをして、やりがいのある魅力のある仕事だということをみなさんに知っていただかないといけない。

○会 長：その他、ありましたら。

○委 員：直接関係するかどうかはわからないが、障害児の進学に関するアドバイス・支援は教育委員会が実施するのか。それとも福祉の分野で実施するのか。

○委 員：発達相談員が子どもの発達の度合いについて助言をしてくれるが、その発達に

応じて現場の先生や教育委員会の人との相談となる。最終的には保護者の意向により進む方向を選べる。

- 委員：以前、相談を受けた事例は、(進学にあたって近隣の)岸和田支援学校や佐野支援学校を提案されたが、視覚障害では住吉区に特性に合わせた学校があるので、将来的な技術の習得ということも含めて、範囲を広げてアドバイスしてほしいというものだ。こうした事案は本協議会に直接は関係がないものなのか、教育委員会が主体になるものかをおたずねしたい。
- 会長：あくまでもご本人の状況と、保護者の意向を踏まえてということになる。
- 委員：なかなかそうは進みにくい現状がある。今後も教育委員会、学校の進学支援の担当を窓口にするしか仕方のないことか。
- 事務局：どこに進学するかということは、まずは在籍している学校で普段の様子を見ている先生と、進学にあたって進路指導をする先生と、本人の希望・保護者の希望を踏まえて、本来は進路を決めていくものだが、もしかするとご相談の事例では、近いところで体の負担等なく進ませたいという思いなどから、ご提案範囲が狭まっていたのかもしれない。
- 委員：相談のあった本人はある程度、自主的に行動ができる子どもで視力障害がある。最初の希望は住吉区の学校だったが、岸和田支援学校・佐野支援学校を勧められたので、保護者が自主的に動いて希望する学校への手続きを進めた。行政ももう少し力を入れてもらえたら、大阪府内にある施設(学校)なので、利用できるようなになればいいと思う。
- 会長：教育と福祉の連携がもっとできるといい。
- 会長：他になれば、以上をもって、本日は終了とする。

以上